

琵琶湖森林づくり県民税の概要

目 的

- 滋賀の森林は、琵琶湖の豊かな水を育み、県土を保全して県民の生命や財産を守るなど、極めて重要な公益的機能を有しており、琵琶湖や県民の暮らしと切り離すことができない貴重な財産である。
- 琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するための必要な費用に充てるため、平成 18 年 4 月に琵琶湖森林づくり県民税を導入した。

特例措置の内容

- 課税方式
県民税均等割の標準税率に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式
- 納税義務者
個人：1 月 1 日現在で県内に住所等のある個人
法人：県内に事務所等のある法人等
- 加算額（年額）
個人：800 円（標準税率 1,000 円）
法人：法人県民税均等割額の標準税率の 11%相当額

資本金等の額による区分	標準税率	加算額
下記以外の法人（均等割非課税法人除く）	20,000 円	2,200 円
1 千万円超 1 億円以下	50,000 円	5,500 円
1 億円超 10 億円以下	130,000 円	14,300 円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	59,400 円
50 億円超	800,000 円	88,000 円

適用実績

(単位：百万円)

	個人分	法人分	合計
平成25年度	535	159	694
平成26年度	536	160	696
平成27年度	538	161	698
平成28年度	546	166	712
平成29年度	554	166	719

※ 端数処理により、内訳と合計が一致しない箇所がある。

使 途

税の使途を明確にする仕組みとして滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、次の事業の財源に充当している。

- 環境を重視した森林づくり（琵琶湖と森林との関係を重視し、琵琶湖の水源かん養など森林の公的機能の高度発揮を目指す施策）
 - (1) 陽光差し込む健康な森林づくり事業
 - (2) 次世代の森創生事業
 - (3) 森林を育む間伐材利用促進事業
 - (4) 里山リニューアル事業
- 県民協働による森林づくり（県民が森林について理解と関心を深め、主体的に参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えていく施策）
 - (5) 協働の森づくりの啓発事業
 - (6) みんなの森づくり活動支援事業
 - (7) 未来へつなぐ木の良さ体感事業
 - (8) 森林環境学習事業

なお、森林環境譲与税の創設等を踏まえ、森林環境譲与税は森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当し、琵琶湖森林づくり県民税はそれ以外の施策に充当することとするための条例改正を平成31年2月議会で行った。

改正等の経緯

(1) 滋賀県の森林・林業のあり方検討

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 平成 15 年 4 月 | 森林審議会に「滋賀県の森林・林業のあり方」専門調査会を設置 |
| 平成 15 年 11 月 11 日 | 知事に「滋賀県の森林・林業のあり方について」答申 |

- ◆ 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための新たな施策を展開するためには、安定的な新たな財源が必要。
- ◆ 費用負担の手段として、「新たな税の創設」「県民等の募金や寄附」が考えられるが、それぞれの長所を生かした多元的な財源確保策の検討が必要。

(2) 導入時

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 平成 16 年 4 月 | 「滋賀県森林づくりの費用負担を考える懇話会」を設置 |
| 平成 16 年 12 月 22 日 | 知事に「滋賀の新たな森林づくりと費用負担のあり方について」提言 |
| 平成 17 年 7 月 8 日 | 琵琶湖森林づくり県民税条例案可決（15 日公布） |
| 平成 18 年 4 月 1 日 | 琵琶湖森林づくり県民税条例施行 |

(3) 制度の見直し（平成 22 年度検討）

条例の施行後 5 年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例規定について見直しを行うこととなっていたため、平成 22 年度に検討を行った。

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 21 年 11 月 | 琵琶湖森林づくり基本計画見直しについての森林審議会答申および琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等について（付帯意見） |
| 平成 22 年 2 月 | 琵琶湖森林づくり基本計画の改定 |
| ↓ | |
| 平成 22 年 5 月 | 「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会」設置 |
| 平成 22 年 11 月 4 日 | 総務部長に「これからの『琵琶湖森林づくり県民税』について」報告 |
| 平成 22 年 12 月 22 日 | 琵琶湖森林づくり県民税改正条例案可決（28 日公布・施行） |

- ◆改正事項：次の見直し時期については、更に5年後を目途に見直しを検討する。
- ◆ その他検討事項：現行の超過課税制度・税率等は継続する。

(4) 制度の見直し（平成27年度検討）

条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例規定について見直しを行うこととなっていたため、平成27年度に検討を行った。

平成27年8月 琵琶湖森林づくり基本計画見直しについての森林審議会答申および琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等について（付帯意見）



平成27年10月 「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」設置
平成28年4月 「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」まとめ公表

検討会における主な意見

- ◆ 県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかりと区別する必要がある。
- ◆ 現行の県民税均等割超過課税方式を継続することは適当。
- ◆ 現段階では、現行の税率を維持することは適当。
- ◆ 森林審議会における2021年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討する必要がある。

平成28年10月13日 琵琶湖森林づくり県民税改正条例案可決（20日
公布・施行）

- ◆改正事項：次の見直し時期については、更に4年後を目途に見直しを検討する。
- ◆ その他検討事項：現行の超過課税制度・税率等は継続する。

令和2年が見直し時期となるため、令和2年中の条例改正を見据え、検討を行う。

(5) 制度の見直し（森林環境税・森林環境譲与税の創設等に伴う見直し）

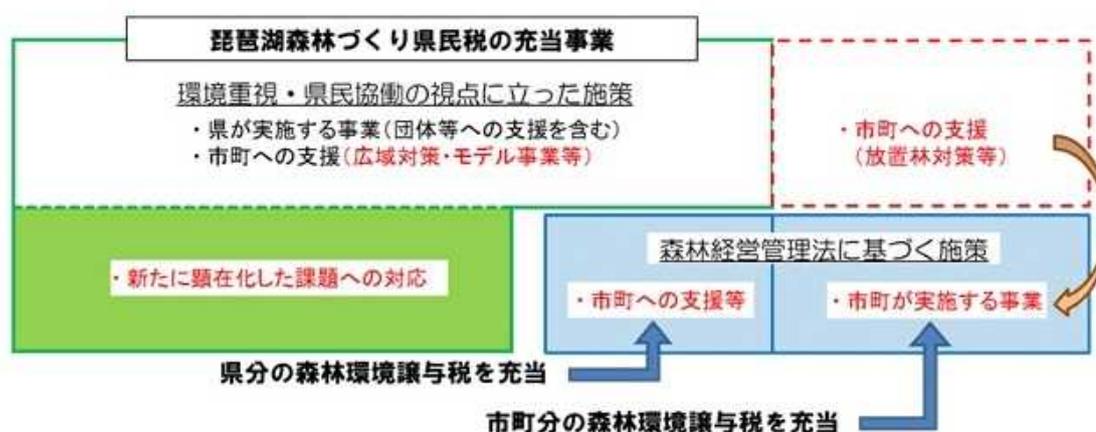
森林整備について、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税が創設されることとなった。

森林経営管理法の施行および森林環境譲与税の国からの譲与が令和元年度からとなっていること等を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の用途について見直すとともにこれを明らかにするため、平成 30 年度に条例改正を行った。

平成 31 年 3 月 12 日 琵琶湖森林づくり県民税改正条例案可決（19 日
公布・施行）

改正事項

- ◆ 森林環境譲与税は、森林経営管理法の規定に基づき市町村が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当することとし、琵琶湖森林づくり県民税は、それ以外の施策に充当。
- ◆ ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出等、新たに顕在化した課題に対応するため、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業を拡大。



全国の状況（都道府県）

① 森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施状況

37団体（北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県、沖縄県以外）

② 超過税率（超過分）

（1）個人

1,200円	1団体	（宮城県）
1,000円	6団体	（岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県）
800円	3団体	（秋田県、滋賀県、兵庫県）
700円	3団体	（栃木県、群馬県、愛媛県）
600円	1団体	（京都府）
500円	20団体	
400円	1団体	（静岡県）
300円	1団体	（大阪府）
300円	1団体	（神奈川県）
所得割 0.025%		

（2）法人

2,200円～88,000円	1団体	（滋賀県）
2,000円～80,000円	8団体	（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県）
1,000円～80,000円	1団体	（富山県）
1,600円～64,000円	1団体	（秋田県）
1,400円～56,000円	3団体	（栃木県、群馬県、愛媛県）
1,000円～40,000円	19団体	
500円	1団体	（高知県）
法人への超過課税なし	3団体	（神奈川県、京都府、大阪府）

論点

- 制度継続の必要性について
- 森林環境税・森林環境譲与税の創設、次期琵琶湖森林づくり基本計画（令和3年～）の方向性等を踏まえた県民税の用途について
- 課税方式および税率について
- 適用期間について

審議スケジュール（案）

第3回（11月）

- 制度概要・実績について
- 次期琵琶湖森林づくり基本計画の策定状況について
- 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理について

第4回（1月）

- 森林審議会委員ヒアリング
- 琵琶湖森林づくり県民税の方向性について

第5回（3月）

- 答申案について

答申（4月）

○琵琶湖森林づくり県民税条例

平成17年 7 月15日

滋賀県条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 県税条例第29条第1項第1号に掲げる法人 年額 2,200円
- (2) 県税条例第29条第1項第2号に掲げる法人 年額 5,500円
- (3) 県税条例第29条第1項第3号に掲げる法人 年額 14,300円
- (4) 県税条例第29条第1項第4号に掲げる法人 年額 59,400円
- (5) 県税条例第29条第1項第5号に掲げる法人 年額 88,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもの知事が別に定めるものに要する

経費に充てるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2～5 省略

(検討)

- 6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

琵琶湖森林づくり県民税条例第 4 条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第 4 条の規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。

(使途)

第 2 条 琵琶湖森林づくり県民税条例第 4 条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

付 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。